和歌山県後期高齢者医療広域連合

第５次広域計画

（素案）

〔令和９年度～令和13年度〕

令和　年　月

和歌山県後期高齢者医療広域連合

目　　次

１　広域計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
（１）広域計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
（２）広域計画の項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

３　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

４　基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（１）制度運営の安定化に向けた取組の推進・・・・・・・・・・・・３
　ア　保健事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　イ　給付の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　ウ　被保険者への適切な情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・４
　エ　財政運営の安定化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
（２）適正かつ円滑な事務執行・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
　ア　個人情報の適正管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
　イ　業務の効率化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

５　広域連合及び関係市町村が行う事務・・・・・・・・・・・・・・６
（１）被保険者の資格管理に関する事務・・・・・・・・・・・・・・６
（２）医療給付に関する事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（３）保険料の賦課、徴収等に関する事務・・・・・・・・・・・・・７
（４）保健事業に関する事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（５）その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務・・・・・・・８

６　広域計画の期間及び改定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

１　広域計画の概要

（１）広域計画の趣旨

平成20年４月、急速な少子高齢化を背景に、老人保健制度に代わる新たな保険制度として後期高齢者医療制度が開始されました。和歌山県では、県内全市町村（以下「関係市町村」という。）で構成する和歌山県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が、関係市町村と協力して制度を運営しています。

和歌山県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の７の規定に基づき、事業を総合的かつ計画的に実施するため、広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事項について定めるものです。

この度、第４次広域計画の計画期間満了に伴い、令和９年度から令和13年度までの第５次広域計画を策定します。

第１次広域計画	平成19年度～平成23年度
第２次広域計画	平成24年度～平成28年度
第３次広域計画	平成29年度～令和３年度
第４次広域計画	令和４年度～令和８年度
第５次広域計画	令和９年度～令和13年度

（２）広域計画の項目

和歌山県後期高齢者医療広域連合規約（以下「広域連合規約」という。）第５条に基づき、次のとおりとします。

ア　後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。

イ　広域計画の期間及び改定に関すること。

２　現状と課題

本県における被保険者数は、平成20年度の137,930人から令和７年度には178,796人へと増加しています（図１）。ここ数年をピークに一旦減少に転じるものの、第２次ベビーブーム期に生まれた世代が後期高齢者となる時期には再び増加が見込まれます（図２）。

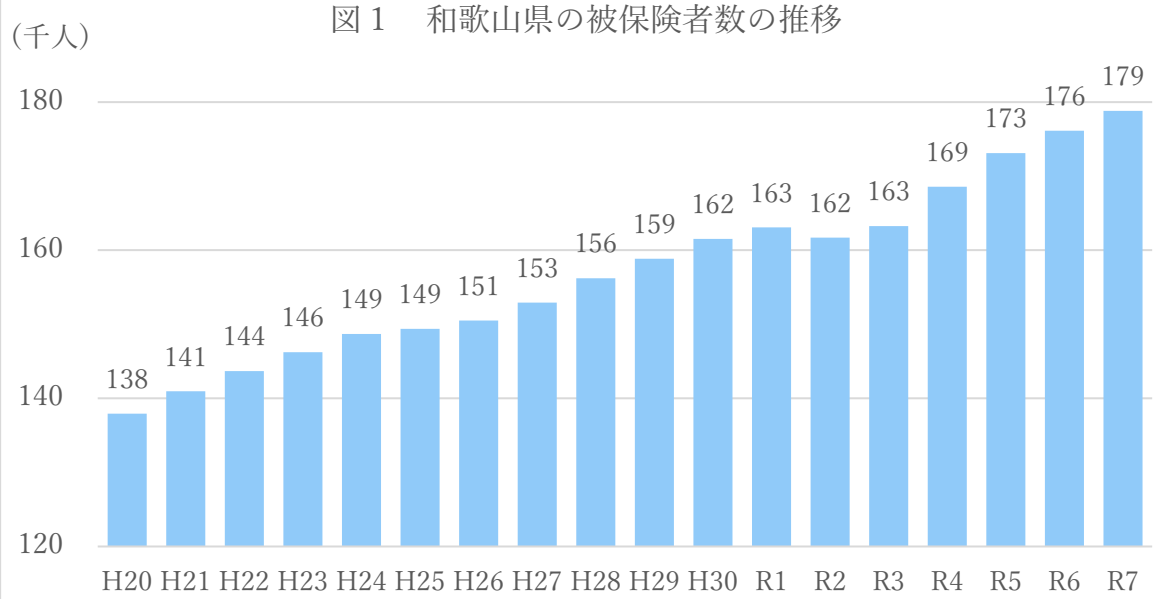
また、一人当たり医療費は、平成20年度の775,057円から令和７年度（速報値）には995,861円へと増加しています（図３）。今後も医療の高度化、受療行動の変化、国の医療給付の見直し等により、医療費の増加が見込まれます。

さらに、現役世代においては人口減少が見込まれる中、後期高齢者医療制度への

支援金を賄うための保険料負担は増加傾向にあり、国民皆保険制度の持続可能性を確保し、現役世代の負担を軽減する観点から、全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築が進められています（図２）。

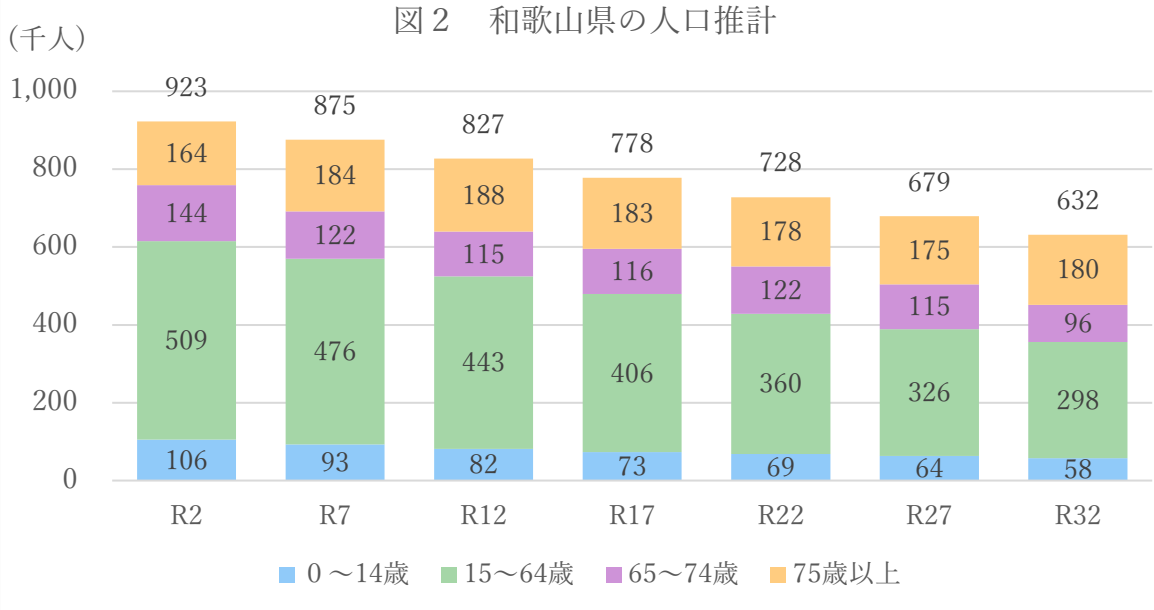
以上の状況を踏まえ、後期高齢者医療制度の安定的な運営を行うためには、被保険者の健康の保持増進、健康寿命の延伸に向けた保健事業や給付の適正化などの取組を一層推進し、医療費と保険料負担の伸びを抑制していく必要があります。

図１　和歌山県の被保険者数の推移

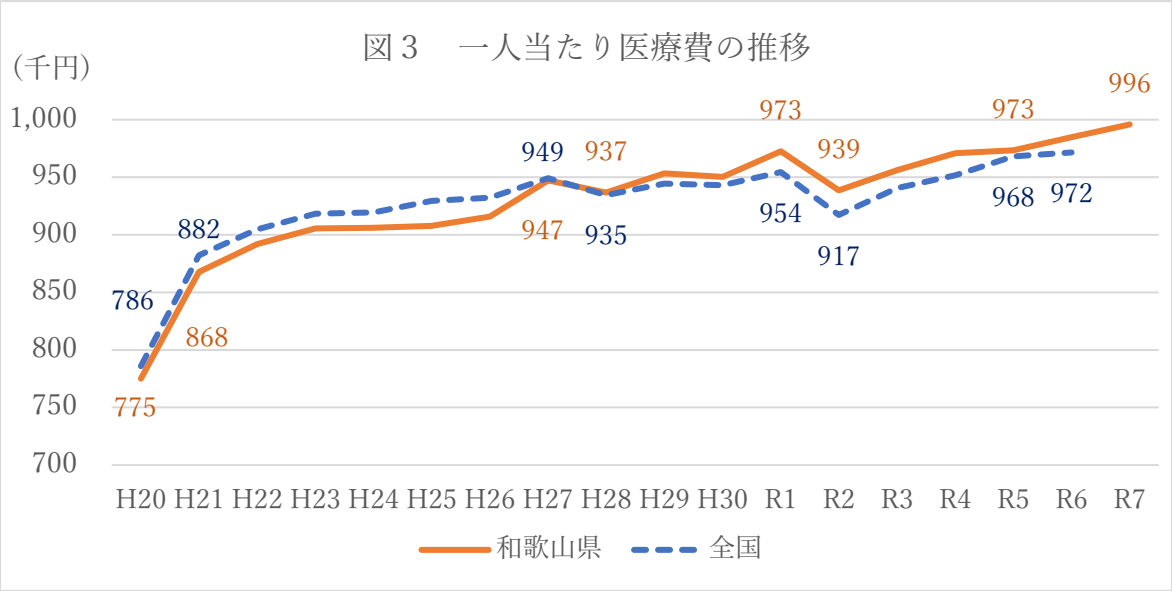


【出典】厚生労働省医療保険データベース「後期高齢者医療事業状況報告」各年度末現在
※令和７年度は和歌山県後期高齢者医療広域連合事業月報（速報値）年度末現在

図２　和歌山県の人口推計



【出典】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和５年推計）



【出典】厚生労働省医療保険データベース「後期高齢者医療事業状況報告」
当該年度（３月～２月診療）の医療費を、当該年度の平均被保険者数で除したもの
※平成20年度は平成20年4月から平成21年2月までの11か月分に係るもの
※令和７年度は和歌山県後期高齢者医療広域連合事業年報・月報（速報値）より算出

３　基本方針

第５次広域計画は、本県の現状と課題を踏まえ、被保険者が必要なときに適切な医療を受け、安心して健やかな生活を送ることができるよう、後期高齢者医療制度を健全かつ円滑に運営するため、次に掲げる項目を基本方針とします。

（１）制度運営の安定化に向けた取組の推進
（２）適正かつ円滑な事務執行

４　基本施策

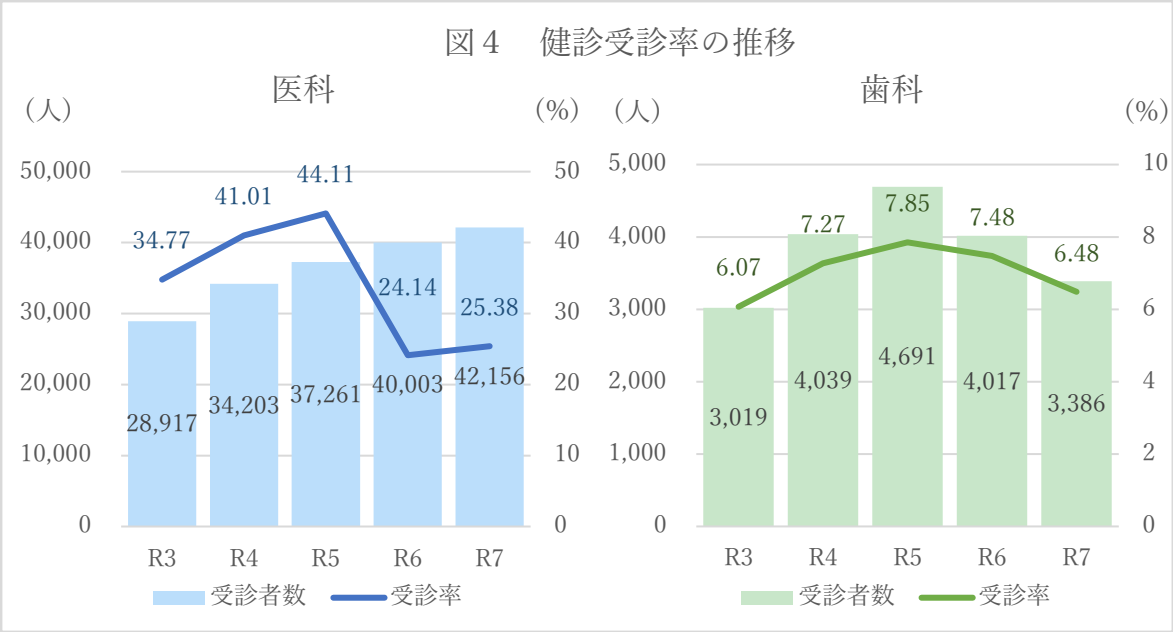
広域連合は、基本方針に基づき、広域連合及び関係市町村が役割を分担し、相互に連携しながら次の施策に取り組みます。

（１）制度運営の安定化に向けた取組の推進

ア　保健事業の推進

保健事業は、健康の保持増進やＱＯＬ（生活の質）の向上を通じて、被保険者の健康寿命の延伸を図り、将来の医療費の伸びを緩やかにすることを目的としています。

データヘルス計画に基づき、地域の特性や健康課題を適切に把握し、事業の実施と効果検証を継続して行います。また、医科・歯科健診、生活習慣病等の重症化予防に加え、関係市町村における保健事業と介護予防事業の一体的実施を推進します（図４）。



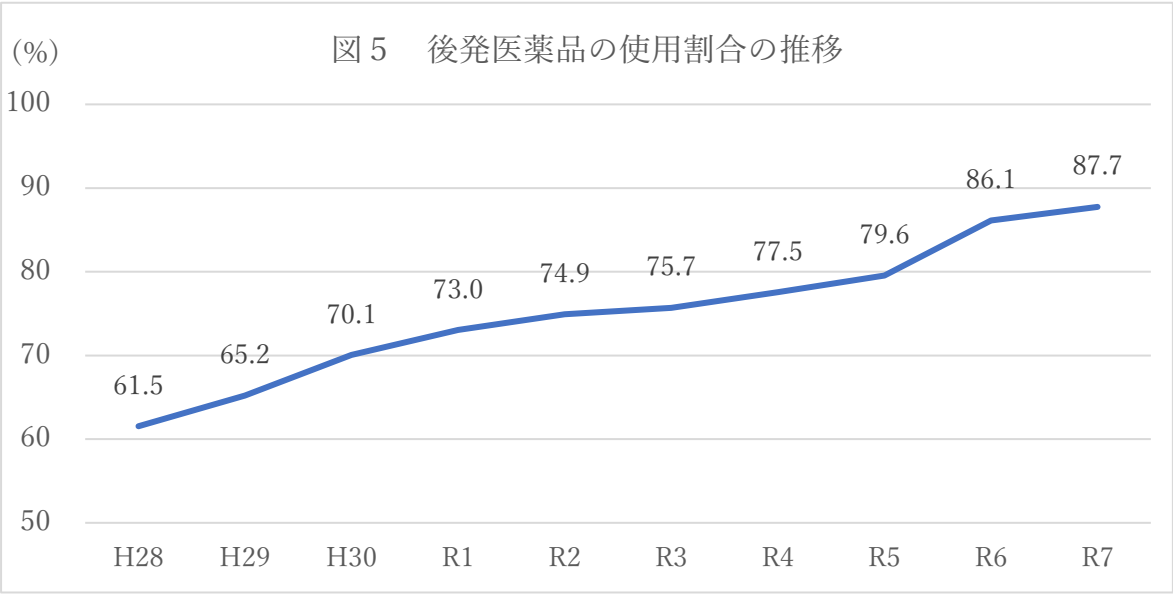
【出典】和歌山県後期高齢者医療広域連合「医科健康診査受診率」「歯科健康診査受診率」

※医科受診率は、令和５年度以前は長期入院・施設入所者、生活習慣病治療者、令和６年度以降は長期入院・施設入所者の被保険者を除いて算出

イ　給付の適正化

医療給付については、被保険者への啓発等によって必要な医療の適正な受療を推進するとともに、医療機関等による不正請求を抑止することが、医療費の効率的かつ適正な使用につながります。

引き続き、かかりつけ医（薬局）での受診や後発医薬品の使用促進、重複・頻回受診者への相談指導、第三者行為求償の取組を進めるとともに、療養費に係る患者照会や施術所調査を実施し、給付の適正化を推進します（図５）。



【出典】和歌山県後期高齢者医療広域連合「後発医薬品数量シェア集計表」

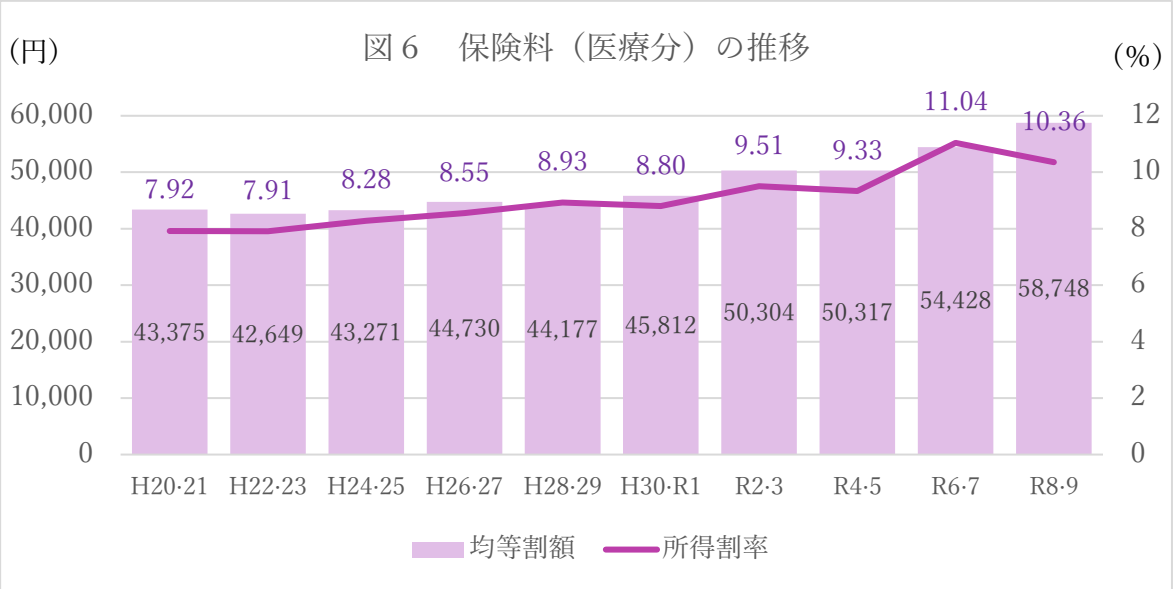
ウ　被保険者への適切な情報提供

保険料や給付など後期高齢者医療制度への理解を深め、健康の保持増進や医療機関等の適切な利用、マイナ保険証の普及を促進するため、広報誌やホームページなどを活用し、関係市町村と協力して情報提供に努めます。

エ　財政運営の安定化

保健事業の推進等により、医療費の伸びの抑制に努めるとともに、保険料については、保険料率の改定時において将来の見通しや保険料負担を考慮し、基金を適切に活用します（図６）。

また、公平性の観点から、保険料の適正な賦課、徴収に努めます。



【出典】和歌山県後期高齢者医療広域連合「保険料率推移」

（２）適正かつ円滑な事務執行

ア　個人情報の適正管理

デジタル社会の進展に伴い、個人情報の安全な取扱いが一層求められています。そのため、法令及びセキュリティポリシーに基づき、安全管理措置を徹底します。具体的には、アクセス権限管理、外部委託先の監督、職員研修等を適切に実施します。

また、不正アクセス対策やバックアップ体制の整備など、リスクに応じた対策を講じることにより、個人情報の適正管理と信頼性の確保を図ります。

イ　業務の効率化

後期高齢者医療制度の改正やデジタル化への対応に向け、広域連合及び関係市町村が連携し、事務処理手順の標準化、電子化の推進、情報共有の円滑化を進め、効率的な業務体制を構築します。

また、レセプト審査、給付事務、保険料賦課等の基幹業務について、システム機能の強化やデータ活用の高度化を図り、事務の正確性向上と職員の負担軽減を目指します。制度改正時には、関係市町村との情報共有や研修を適切に行い、円滑な運営を確保します。

５　広域連合及び関係市町村が行う事務

広域連合及び関係市町村は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する後期高齢者医療制度に関する事務のうち、広域連合規約第４条に基づく事務について、相互に連携し、適正かつ効率的に事務処理を行います。

また、次に掲げる事務のほか、必要な事務については、広域連合及び関係市町村が協議し、適切な役割分担を行い実施します。

（１）被保険者の資格管理に関する事務

被保険者資格の取得、喪失、異動の確認及び認定、資格確認書等の交付を行います。

広域連合	関係市町村
・被保険者の資格管理 ・資格確認書等の作成 ・一部負担金の減免等の決定	・被保険者資格（取得、喪失、異動）に係る届出の受付 ・資格確認書等の送付、再発行等 ・一部負担金の減免等に係る申請の受付、確認

（２）医療給付に関する事務

被保険者が、病気やけがで医療機関等を受診したとき、自己負担分を除く医療給付（入院及び外来の現物給付される診療費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費等）を行います。

広域連合	関係市町村
・医療給付の審査、支払 ・葬祭費の支給 ・給付実績の管理 ・レセプト等の点検、保管 ・第三者行為に係る求償 ・負担割合差額に関する事務 ・診療報酬、療養費等の返還請求	・給付に係る申請の受付 ・第三者行為に係る届出の受付

（3）保険料の賦課、徴収等に関する事務

被保険者の所得情報に基づき保険料を賦課し、徴収を行います。また、災害等の理由による保険料の減免等の決定を行います。

広域連合	関係市町村
・保険料率の決定 ・保険料の賦課 ・保険料の減免等の決定 ・公示送達（保険料額決定通知書に関するもの）	・保険料賦課に係る所得情報の精査、提供 ・保険料額決定通知書、納入通知書の送付 ・保険料の減免等に係る申請の受付、確認 ・保険料の徴収、督促等の通知、滞納整理

（4）保健事業に関する事務

被保険者の健康の保持増進や健康寿命の延伸を図るため、協働して必要な健康診査、生活習慣病等の重症化予防、フレイル（虚弱）対策等の保健事業を推進します。

広域連合	関係市町村
・高齢者保健事業の方針等の決定（データヘルス計画を含む） ・関係市町村の保健事業（一体的実施）に係る支援 （・必要な財源の確保 ・地域の健康課題把握のための支援 ・事業の企画、調整、評価等の支援 ・情報共有、研修の実施） ・医科、歯科健診の実施 ・関係機関との調整	・高齢者保健事業、国民健康保険等の保健事業及び介護予防事業の一体的な実施 （・庁内各部局間の連携体制整備 ・基本的な方針の策定 ・地域の健康課題の分析 ・事業の企画、調整等 ・関係機関との連携 ・事業の評価、報告）

（５）その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

広域連合及び関係市町村は、後期高齢者医療制度の周知を図るため、積極的に広報活動を行うとともに、被保険者等からの問合せ、相談等に対応します。

６　広域計画の期間及び改定

第５次広域計画の期間は、令和９年度から令和13年度までの５年間とします。

ただし、広域連合長が計画変更を必要と認めたときは、議会の議決を経て随時改定します。